平成２２年（フ）第２２５号
三重県四日市市鵜の森１丁目７－１　コーポ山路401号室、住民票上の住所三重県四日市市鵜の森１丁目２番15号
債務者　竹上　政信
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
三重県桑名市多度町力尾2295番地
債務者　内山　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
三重県四日市市別山３丁目403番地１
債務者　小林　和裕
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
三重県四日市市西浦１丁目10番19号　メゾンムツミ６Ａ－１
債務者　子安　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
三重県四日市市芝田２丁目１番５―201号
債務者　山川　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
三重県四日市市昌栄町12番４号　メゾン田中２－Ｄ号
債務者　松本ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
三重県四日市市山田町3026番地３
債務者　矢田　和久
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
三重県四日市市西富田町317番地１
債務者　佐々木政幸
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
三重県四日市市大字塩浜4185番地１　クレアール石田201
債務者　石田文蓉こと　郭　　文蓉
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
滋賀県彦根市正法寺町110番地194、前住所滋賀県彦根市野田山町940番地４
債務者　喜多　英彦
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７７号
大阪府大阪市浪速区敷津西１丁目９番21アートプラザなんば～２　８階815号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市末広町200番地47
債務者　下川　るみ
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１９２号
滋賀県蒲生郡日野町大字日田５番地　慈愛荘１－１
債務者　板倉　正恵
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２００号
滋賀県東近江市政所町943番地
債務者　小椋　羊子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３８３号
兵庫県宝塚市雲雀丘１丁目９番10号
債務者　寺田　富子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３８７号
兵庫県川西市新田２丁目11番15号、前住所大阪府茨木市真砂１丁目29番27号
債務者　中村多也之
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６６３号
兵庫県尼崎市食満７丁目19番８号中村鶴翔ビルⅡＢ－３号、前住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目63番地サンメイト６　103号
債務者　大城　　久
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４４号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目１番28号、前住所兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目７番12号西村文化
債務者　白木ちづ子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係